

写

所 農 第 46 号
平成19年5月15日

代表監査委員
阿部 武志 様

所沢市長 斎 藤 博

監査の結果に基づく措置について（通知）

平成16年1月22日付け所監第80号で報告のあった監査の結果について、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果に基づく措置

部・課名 等	市民経済部 農政課
<p>〔監査結果の内容〕</p> <p>事業実績が、一部補助金交付目的に添っていないものが見受けられ、また、事業実績額が補助金額を下回っているので、所管課は交付団体に対して事業の見直し等適切な指導をされたい。</p>	
<p>〔講じた措置の内容〕</p> <p>監査結果を受け、事業の見直しをはかり「米の学習会」や「リーダー料理講習会」を実施、農業祭においても埼玉県産米のPRを行うなど改善を行った。</p> <p>一方、昨今では米飯食は栄養面、食料自給率の面からも見直されつつあり、国としても米だけにとらわれず、より総合的な「食」に対する施策を進めていることなどから、設立当初の目的は達成されたと考え、関係団体とも協議した結果、終了の方向で調整中である。</p> <p>なお、19年度については、補助金の予算措置はしていない。</p>	